

●生命保険料控除額

<各生命保険料控除額の上限>

種 別	一般生命保険	個人年金保険	介護医療保険	控除額の合計限度額
新契約に係るもの	28,000円	28,000円	28,000円	70,000円
旧契約に係るもの	35,000円	35,000円		70,000円

<各生命保険料控除額の計算方法>

(1)新契約に係るもの ※平成24年1月1日 以降に締結	年間の支払 保険料等	12,000円まで	12,001円から 32,000円まで	32,001円から 56,000円まで	56,001円以上
(2)旧契約に係るもの ※平成23年12月31日 以前に締結	控除額	支払保険料等の全額	支払保険料等×1/2 +6,000円	支払保険料等×1/4 +14,000円	一律 28,000円
	年間の支払 保険料等	15,000円まで	15,001円から 40,000円まで	40,001円から 70,000円まで	70,001円以上
(3)一般生命保険及び個人 年金保険について(1)と (2)の両方の保険契約に 係る控除がある場合	控除額	支払保険料等の全額	支払保険料等×1/2 +7,500円	支払保険料等×1/4 +17,500円	一律 35,000円
	一般生命保険料及び個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新旧それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)または旧契約のみの控除額(限度額35,000円)のいずれか大きい金額が控除額となります。				

●地震保険料控除額

支払った地震保険料	控 除 額	支払った旧長期損害保険料	控 除 額
一 律	支払った保険料の1/2 (最高25,000円)	5,000円以下	全 額
		5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円
		15,000円超	一律 10,000円

- 地震保険料と旧長期損害保険料がある場合は、それぞれの控除額の合計額(ただし、限度額 25,000円)
- 旧長期損害保険:保険期間等の満了後、返戻金を支払う旨のある契約、保険期間等が10年以上のもの。
- (注)ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険料と旧長期損害保険料の保険契約のいずれにも該当する場合は、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

●配偶者控除額

※配偶者の所得が38万円以下の場合には配偶者控除がとれます。給与収入であれば103万円以下、公的年金収入のみであれば、65歳以上の場合は158万円以下、65歳未満の方は108万円以下。

区 分	控 除 額
一 般	330,000円
老人(昭和20年1月1日以前に生まれた方)	380,000円

- 「配偶者」とは、婚姻の届出をしている配偶者をいい、いわゆる内縁関係の人は含まれません。また、事業専従者も含まれません。

●扶養控除額

※被扶養者の所得が38万円以下の場合に下記扶養控除がとれます。給与収入であれば103万円以下、公的年金収入のみであれば、65歳以上の場合は158万円以下、65歳未満の方は108万円以下。

区 分	控 除 額
年少(平成11年1月2日以降に生まれた方)	0円(平成24年度から廃止されました)
一般(平成11年1月1日以前に生まれた方)	330,000円
特定(平成4年1月2日～平成8年1月1日に生まれた方)	450,000円
老人(昭和20年1月1日以前に生まれた方)	380,000円
同居老親等	450,000円

- 一般扶養親族…所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。平成11年1月2日以降に生まれた方は扶養控除の廃止により対象なりません。
- 老人扶養親族…扶養親族のうち、年齢が70歳以上の人をいいます。
- 同居老親等…老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者(以下、「所得者等」といいます。)の直系尊属(父母や祖父母などをいいます。)で、所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

参考 配当所得のある方へ

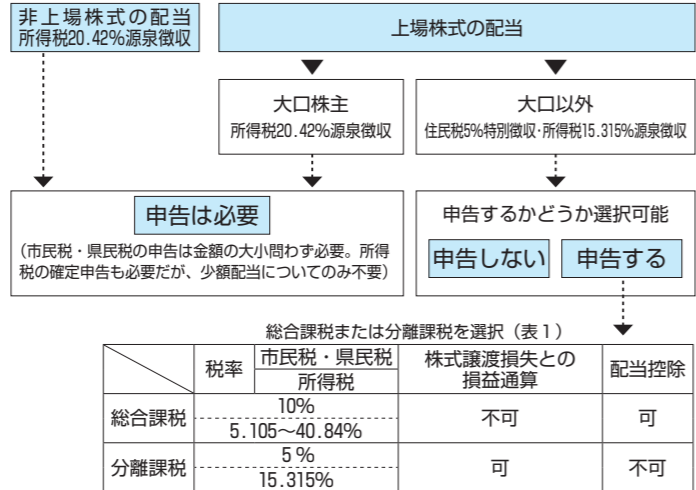
①上場株式等の配当等(特定配当等)

住民税5%が配当割として特別徴収(所得税は15.315%の源泉徴収)されており、申告が不要となっています。
申告する場合は、平成21年1月1日以後の支払い分については、総合課税または分離課税を選択し、算出された所得割額から配当割額が控除、精算されます。
分離課税を選択した場合、上場株式等に係る譲渡損失の金額との損益通算ができますが、配当控除は適用されません。(表1)

申告された所得は、「扶養控除」「均等割非課税」等を判定する合計所得金額に含まれることとなります。

②非上場株式の配当および大口株主に対する配当

所得税と異なり、金額の多少にかかわらず総合課税の対象となりますので、少額配当についても申告が必要です。



市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税の所得割額は、前年の所得金額を基礎として、それから市民税・県民税独自の所得控除を差し引いて課税標準額を求めます。課税標準額に市民税・県民税それぞれの税率(市6%・県4%)を乗じ、調整控除、税額控除(配当控除等)を差し引いて、税額控除後所得割を算出します。そこからさらに、配当割・株式等譲渡所得割控除を差し引いて所得割額を算出します。それに均等割額を加えたものが市民税・県民税です。

$$\begin{aligned} \text{所得割額} &= \text{課税標準額} \\ &\rightarrow \times \begin{cases} \text{第1段階 市民税} & \text{市民税税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{税額控除後市民税所得割額} \\ \text{第2段階 市民税} & \text{税額控除後市民税所得割額} - \text{配当割} - \text{株式等譲渡所得割控除} = \text{市民税所得割額} + \text{市民税均等割額} \\ \text{第1段階 県民税} & \text{県民税税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{税額控除後県民税所得割額} \\ \text{第2段階 県民税} & \text{税額控除後県民税所得割額} - \text{配当割} - \text{株式等譲渡所得割控除} = \text{県民税所得割額} + \text{県民税均等割額} \end{cases} \end{aligned}$$

あなたが納める税金を計算してみてください

区 分	所得金額	市民税	県民税	
所得控除額	⑨の金額	円(ア)		
	⑩の金額			
	⑪の金額			
	⑫の金額			
	⑬の金額			
	⑭の金額			
	⑮の金額			
	⑯の金額			
	⑰の金額			
	⑱の金額			
	⑲の金額			
	⑳の金額			
	㉑の金額			
	㉒の金額			
	㉓の金額			
	計	330,000		
	課税標準額	(ア)-(イ) ^{※1}	(ウ)	(ア)-(イ) ^{※1}
	算出所得割額(下の所得割の税率参照のこと。)	(ウ)×税率(6%)	(エ)	(ウ)×税率(4%)
	調整控除額		(オ)	(シ)
	税額控除額		(カ)	(ス)
	配当割・株式等譲渡所得割控除額		(キ)	(セ)
	所得割額	(エ)-(オ)-(カ)-(キ)	(ク)	(サ)-(シ)-(ス)-(セ)
均等割額	3,500	(ケ)	2,300	
市民税・県民税額	(ク)+(ケ) ^{※2}		(ソ)+(タ) ^{※2}	

※上記の税額計算には、山林所得分、退職所得分、分離課税の譲渡所得等分を含んでいません。 ^{※1}(千円未満切り捨て) ^{※2}(百円未満切り捨て)

所得割の税率(総合課税分)

税率	市民税率	県民税率
一律	6%	4%

均等割の税額

市民税	3,500円	県民税	2,300円
※県民税均等割額2,300円について、滋賀県の森林の環境保全を目的とした「琵琶湖森林づくり県民税800円」が含まれています。			

調整控除

所得税と市民税・県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、市民税・県民税所得割額から下記の計算額を控除します。

①市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の方

(イ)と(ロ)のいずれか小さい額の5%(市民税3%・県民税2%)
(イ) 人的控除額の差(扶養控除や基礎控除等・右表参照)の合計額
(ロ) 市民税・県民税の課税標準額

②市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の方

【人的控除額の差の合計額 - (市民税・県民税の合計課税所得金額-200万円)】の5%(市民税3%・県民税2%)
ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円(市民税1,500円・県民税1,000円)とします。

税額控除(配当控除)

税 目	配 当 控 除 の 割 合	
課税標準額が1,000万円までの分	課税標準額が1,000万円を超える分	
市民税	配当所得の1.6%	配当所得の0.8%
県民税	配当所得の1.2%	配当所得の0.6%

※証券投資信託の収益の分配分には、一部配当控除の割合が異なるものがあります。

都道府県、市町村又は特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人等に対して合計額が2千円を超える寄附を行った場合、申告をすることにより下記の基本控除部分と特例控除部分の合計が税額から控除されます。申告書1枚目表面の寄附金控除 有 を○で囲み、裏面14寄附金に関する事項に寄附金額を記入して下さい。

※都道府県、市町村又は特別区、滋賀県共同募金会、日本赤十字社滋賀県支部、条例で指定された法人等が発行する領収書を添付または提示して下さい。
※市に寄附金税額控除のみ申告する場合は、「寄附金税額控除申告書」を提出してください。

基本控除部分	(寄附金の合計額 ^{※1} -2千円)×10% ※1総所得金額等の合計額の30%が上限
特例控除部分 ^{※2} (都道府県、市町村又は特別区への寄附金のみ対象)	(寄附金の合計額-2千円) ×右記表の割合 ※2市民税・県民税所得割額の10%が上限

配当割額・株式等譲渡所得割額控除

区 分	市民税割合	県民税割合
配当割額又は株式等譲渡所得割額	5分の3	5分の2

一定の上場株式等の配当又はその売却益については、「配当割」又は「株式等譲渡所得割」として5%の税率で特別徴収(源泉徴収)されています。しかし、申告された場合は所得割により課税し、所得割額から「配当割額」又は「株式等譲渡所得割額」を控除し、精算します。なお、控除されなかった配当割額等(控除不足額)は均等割額または未納に係る地方団体の徴収金に充当もしくは還付されます。

平成27年度市民税・県民税申告書の書き方

市民税・県民税の申告につきましては、毎年市民のみなさまに御協力をいただいております。この書き方をよくお読みになって申告していただきますようお願い致します。なお、平成27年度の申告書は平成26年度の申告実績等に基づいてお送りしておりますので、今回申告書が届いたからと言って必ずしも申告義務があるとは限りません。下記の事項をご確認のうえ、ご提出をお願いします。

申告の必要な人

平成27年1月1日現在、大津市内に居住していた人(平成27年1月2日以降に大津市外に転出された人も含みます。)で、平成26年中(1月～12月)の所得が次に該当する人です。

1. 営業、保険外交、農林水産業などの事業による所得や地代、家賃、配当などの所得のあった人	所得金額の計算に必要な収支内訳書、源泉徴収票等を添付してください。
2. 給与所得の他に各種の所得(不動産、配当、雑所得、農業等)のあった人 [給与所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。]	
3. 2か所以上から給与の支払いを受けている人 [年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得の合計金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。]	
4. 給与所得のみで勤務先から大津市に給与支払報告書が提出されていない人	源泉徴収票、生命保険料控除証明書等を添付してください。
5. 給与所得のみで、平成26年中途で退職し、再就職していない人	
6. 公的年金等による雑所得のみの人であっても、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除などの各種控除を受けようとする人	
7. 日給による給与収入で所得税を源泉徴収されていない人(源泉徴収票を交付されていない人)	申告書2枚複写の1枚目裏面の「6 給与所得の内訳」欄に月別の収入金額を記入してください。
8. 所得はなかったが、国民健康保険の加入世帯及び各種福祉関係の助成制度、就学奨励金の給付、公営住宅の入居の申請等をする人や非課税証明書、所得証明書が必要な人	

申告をしなくてもよい人

- 平成26年分の所得税の確定申告をした人
- 平成26年中の所得が給与所得のみで、勤務先から大津市に給与支払報告書が提出されている人
- 平成26年中の所得が公的年金収入のみで、その収入金額(支払金額)の合計が下記の金額以下の人
・昭和25年1月1日以前生まれ(65歳以上)で155万円以下
・昭和25年1月2日以降生まれ(65歳未満)で105万円以下
- 平成26年中の所得がなかった人で、上記「申告の必要な人8.」の各申請等や非課税証明書、所得証明書が不要な人

申告書の書き方の主な注意点

- 社会保険料控除のうち、国民年金保険料については領収書等支払証明書の添付または提示が必要です。
- 配偶者控除と配偶者特別控除は、重複してその適用を受けることはできません。
・配偶者控除は配偶者の所得が38万円以下の場合にその適用を受けることができます。
・配偶者特別控除は配偶者の所得が38万円超76万円未満の場合にその適用を受けることができます。
- 平成26年中の合計所得が125万円以下(公的年金収入のみ場合は245万円以下)の方は、障害者控除、寡婦または寡夫控除を申告していただくことによって、市民税・県民税が非課税となります。
※障害者控除、寡婦・寡夫控除の適用条件については、次ページを参照ください。
- 農業所得のある方は収入の伝票、経費の領収書などで「収支内訳書」を作成し、農業所得を計算してください。

申告期間

平成27年2月16日(月)～平成27年3月16日(月)まで(但し、土曜日及び日曜日は除く。)

申告に必要なもの

①平成27年度市民税・県民税申告書 ②印鑑 ③源泉徴収票又は給与支払者の支払証明書 ④各種(医療費、生命保険料等)控除証明書等 ⑤農業所得、事業所得(営業、不動産等)のある人は収支内訳書(収支内訳書用紙は市民税課及び支所にあります。)

申告書の提出先

市役所新館3階232会議室または最寄りの支所(添付書類のそろっているものは郵送でも可) ※郵送の場合は、〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市役所市民税課

お問い合わせ先

☎077-528-2721・2722 (直通)

※この申告書の書き方は平成27年1月1日現在の法律に基づいています。なお、税法改正等により変更になる場合があります。 ※市民税・県民税申告書は2枚複写となっていますので、郵送される方は、申告書の2枚目(複写)を本人控えとして保管していただき、1枚目のみを郵送してください。 なお、申告書の2枚目に市民税課受付印の必要な方は返信用封筒(返信先を記入のうえ、82円切手を貼ってください)を同封いただければ、受付印を押印し返送させていただきます。

※申告書の1枚目裏面の「事業税に関する事項」についてのお問い合わせは、西部県税事務所(TEL077-522-4331)までお願いします。

お知らせ

平成26年1月から個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要です。

